

伊丹市高齢者，障害者等の移動等円滑化のための特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市高齢者，障害者等の移動等円滑化のための特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第221号）の施行に伴うほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市高齢者，障害者等の移動等円滑化のための特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年伊丹市条例第 号）

伊丹市高齢者，障害者等の移動等円滑化のための特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年伊丹市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

第9条中「第8条第2項第2号」を「第7条第2項第2号」に改める。

付 則

この条例は，令和7年6月1日から施行する。ただし，第9条の改正規定は，公布の日から施行する。